

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区中広町三丁目25番8号

氏 名 株式会社東洋クリーナー  
代表取締役 清貞 裕  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成28年11月30日

許可の有効期限 平成33年11月29日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

## 2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H18.11.23	変更許可	H23.12.14	更新許可
H19.1.10	更新許可	H25.8.26	変更許可
H22.4.21	変更許可	H28.12.22	更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

## 6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (油水分離) この欄以下余白	廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (破砕) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (洗浄) この欄以下余白	廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (切断) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 金属くず 廃油 (廃オイルエレメントに限る。) (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (圧縮) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (溶融) この欄以下余白	廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (選別) 以 下 余 白	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白